

子ども・子育て支援対策調査 特別委員会情報連絡

令和7年8月22日

情報連絡事項

- 1 早産等における産後ケアの利用期間の延長について・・・・・・・・・・ 2
- 2 「とうきょうママパパ応援事業補助金」の補助要綱改正による
「バースデーサポート事業」の対象者拡大について・・・・・・・・・・ 4

(衛 生 部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和7年8月22日

件名	早産等における産後ケアの利用期間の延長について
所管部課名	衛生部保健予防課
内容	早産等の出産となった場合の産後ケアの利用期間について、「修正月齢」による運用を下記のとおり開始した。 記 1 「修正月齢」とは 早産児や低体重児で出産した場合は、児がNICU（新生児集中治療室）などに長期入院することとなり、退院時には産後ケアの利用可能な対象月齢「産後4か月未満」を過ぎてしまうことがある。令和6年10月に国が策定した産後ケアのガイドラインにおいて、<u>出産予定日を基準とした「修正月齢」</u>での受け入れの考え方が示された。 2 産後ケアの利用期間の延長について (1) 早産や低体重などの理由により長期入院した児とその母親に対しては、出産予定日を基準とした「修正月齢」により、産後ケアの利用期間を延長して公費負担を受けられるようにする。 (2) 早産児とは、在胎週数37週未満で出生した児であり、低出生体重児とは、体重が2,500g未満で出生した児である。 (3) 対象者の受け入れについては、産後ケア施設側と協議する。 (例) 2か月早産で出産した場合 7月1日 早産で出産 10月31日 (産後4か月) ① これまで 産後4か月未満まで利用可能 ② 今後 (早産児) 出産予定日を基準とする修正月齢適用 (産後4か月を超えて利用可能) 9月1日 出産予定日 <u>修正月齢</u> 12月31日 利用期限 この例の早産児の場合 9月1日出産予定日の方が、7月1日に生まれた場合は、産後4か月(10月31日)を超えて修正月齢の12月31日まで利用可能となる。

3 運用開始日

令和7年7月1日

4 今後の方針

- (1) 変更内容については、契約する産後ケア施設に対し通知した。
- (2) 区ホームページや産後ケア承認決定通知書の記載により周知していく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会情報連絡

令和7年8月22日

件名	「とうきょうママパパ応援事業補助金」の補助要綱改正による「バースデーサポート事業」の対象者拡大について
所管部課名	衛生部保健予防課
内容	このたび、東京都が「とうきょうママパパ応援事業補助金」の補助要綱を改正し、「バースデーサポート事業」の対象者を下記のとおり拡大した。区ごとの支給基準年齢の違いにより、都内転居によって給付を受けられなかった世帯を救済するためである。 記 1 「バースデーサポート事業」とは 1歳～2歳の子どものいる世帯に対し、子育てに関するアンケートの実施と経済的支援を行う都の補助事業（補助率10/10）。 区では「ファーストバースデーサポート事業」として、1歳児となる子どもがいる世帯を対象に、子育てに関するアンケートを送付し、回答いただいた世帯に、都の子育て支援の冊子と第1子は6万円、第2子は7万円、第3子以降は8万円分の「こども商品券」を支給している。 2 都の改正理由 区ごとの基準年齢の違いにより、都内転居でバースデーサポートが受けられない場合、長期間、自治体の子育て世帯に接触する機会を喪失する可能性がある。「とうきょうママパパ応援事業」の事業趣旨も踏まえ、転居後に子育て世帯を支援する転入先自治体において、バースデーサポートの対象とするため。 (例) A区 対象年齢 <u>2歳</u> 1歳6か月 で都内転居 → B区 対象年齢 <u>1歳</u> ① A区は2歳児を対象としているため、バースデーサポート事業の申請はできない。 ② B区は1歳児を対象としているため、バースデーサポート事業の申請はできない。 例のように、1歳から2歳の間で区市町村が独自に対象年齢を定めることから、<u>都内転居時の年齢により経済的支援を受けられない世帯が存在した。</u>

3 都の変更点

令和6から7年度に1歳台で区内転入したが、転入前区市町村（都内）で「バースデーサポート事業」を受けていない子どもがいる世帯で、1歳の誕生日に都民であったこと。

ただし、令和5年3月31日生まれまでの子どもには、第1子は1万円、第2子は2万円、第3子以降は3万円に対応（令和5年度までの支給要件）する。

都の変更内容

転入日	令和6年4月1日～8年3月31日（1歳台で転入）	
子ども商品券 支 給 額	令和5年3月31日生まれまで <u>1～3万円</u> （第1子は1万円 第2子は2万円 第3子以降は3万円）	令和5年4月1日生まれから <u>6～8万円</u> （第1子は6万円 第2子は7万円 第3子以降は8万円）

4 対象者への通知発送予定日

令和7年8月下旬（約80～90件程度の見込）

5 今後の方針

- （1）令和7年9月以降に転入した対象者には、令和7年12月と令和8年3月に区から個別に通知する。
- （2）区ホームページで区民に対し周知していく。